

第54回青少年読書感想文  
全国コンクール課題図書が入りました

【小学校低学年の部】

- ・ふしぎなキャンディーやさん
- ・ぼくがラーメンたべるとき
- ・かわいいこねこをもらってください
- ・ちいさなあかちゃん、こんにちは！

【小学校中学年の部】

- ・3年2組は牛を飼います
- ・ぼくのだいすきなケニアの村
- ・花になった子どもたち
- ・今日からは、あなたの盲導犬

【小学校高学年の部】

- ・チームふたり
- ・耳の聞こえない子がわたります
- ・ブルーバック
- ・なぜ、めい王星は惑星じゃないの？

【中学校の部】

- ・となりのウチナインチュ
- ・曲芸師ハリドン
- ・天馬(てんま)のように走れ

【高等学校の部】

- ・荷抜け
- ・兵士ピースフル
- ・オデッセイ号航海記

※7月1日～8月31日の間は、市

内の児童・生徒を優先させていただきますので、児童・生徒本人の利用者カードで予約や貸出をお願いします。貸出冊数は1人1冊まで、貸出期間は1週間となります。(一般の方は9月からご利用ください)

なお、課題図書の予約はカウンターでの受け付けのみとなります。インターネットおよび館内検索機からの予約はできません。あらかじめご了承ください。

牛久市読書団体連合会  
第3回自主講座

～メインテーマ「源氏物語」～  
日時 7月12日(土)午後2時～

場所 市中央図書館視聴覚室(2階)

演題 「若菜巻を読む：不義の子薫」

講師 和田律子氏(流通経済大学教授)

入場料 無料※席は自由です。  
主催 牛久市読書団体連合会

医療福祉制度(マル福)の更新について

重度障害や母子・父子家庭でマル福を受けている方は、受給者証の有効期限が6月30日で満了となります。7月からマル福を受けるための要件を満たしている方については、更新後の受給者証を6月下旬に送付しました。

転入や未申告により所得の確認がとれない方は、別途更新の手続きが必要です。手続きが済んでない方は、必要書類(すでに通知で案内)を持参し、市医療年金課窓口で更新手続きをしてください。

◆重度心身障がい者の方へ…7月からマル福制度が改正になります

- ①所得基準額の引き下げ(下表参照)※対象者…重度心身障がい者でマル福を受けている方
  - ②後期高齢者医療制度への加入が要件※対象者65歳から74歳までの方。
- ※上記の要件を満たさない時は、7月からマル福の資格が喪失となります。

税法上の扶養親族数	本人の所得基準額	配偶者・扶養義務者の所得基準額
0人	512万9,000円未満	628万7,000円未満
1人	550万9,000円未満	653万6,000円未満
2人	588万9,000円未満	674万9,000円未満
3人以上	扶養親族1人ごとに38万円加算	扶養親族1人ごとに21万3,000円加算

※所得から控除されるもの(主なもの)  
配偶者特別控除、障害者控除、特別障害者控除、寡婦控除、寡婦特別控除、勤労学生控除、医療費控除など

※乳幼児については、誕生日月に更新となります。(1日生まれの方は前月更新)

問い合わせ 市医療年金課 ☎873-2111内線1721～1722